

令和4年度税制改正大綱における主な資産税関連項目を速報していますが、今回が最終回となります。今回は、「上場株式等の配当に関する大口株主の範囲の拡大」と、「事業承継税制に関する特例承継計画の提出期限の延長」について解説します。

## 1. 上場株式等の配当に関する大口株主の範囲の拡大

上場株式等の配当等（一定の大口株主等が受けるものを除きます。）については、総合課税に代えて申告分離課税を選択することができます。大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等については、20.42%（地方税なし）の税率により所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます。この場合の大口株主等とは、発行済株式の総数等の3%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人をいいます。

令和4年度の税制改正において、上場株式等の配当等については、その個人及びその個人が株主である同族会社が保有する株式等の保有割合が3%以上となる場合は総合課税の対象とすることとされました。

この改正は、令和5年10月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等について適用されます。

## 2. 事業承継税制に関する特例承継計画の提出期限の延長

平成30年度の税制改正において特例事業承継税制が創設されたことにより、特例後継者が非上場株式等の贈与又は相続を受ける際には、非上場株式等に係る贈与税又は相続税の負担なく承継することができるようになりました。

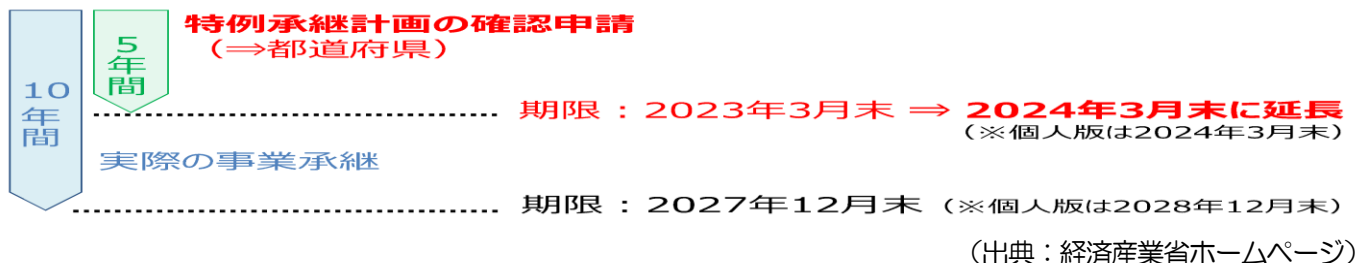
この特例制度は、平成30年1月1日～令和9年12月31日までの間における非上場株式等の贈与又は相続に関して適用することとしています。なお、この特例の適用を受けるためには、原則として、平成30年4月1日～令和5年3月31日までの間に都道府県知事に対し「特例承継計画の確認申請」を行い、事前に確認を受けておくことが要件の一つとされています。

特例承継計画は、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し、承継後5年間の事業計画等が記載されたもので、平成30年4月1日～令和5年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出し、経営承継円滑化法の確認を受けなければなりません（確認を受けると都道府県から「確認書（様式第22）」が交付されます。）。

しかし、平成30年1月1日～令和5年3月31日までの間に、贈与が先に行われた場合に、贈与のあった年の10月15日から認定申請期限（翌年1月15日）までに、経営承継円滑化法の認定申請書を提出する際に併せて「特例承継計画」の申請を行い、一定の要件を満たして確認を受けることで、贈与税の納税猶予の適用を受けることができます（令和5年3月31日までに開始した相続の場合も同様の措置が設けられています。）。

なお、先代経営者以外の者から非上場株式等の贈与・相続については、特例承継計画の提出は不要です。

令和4年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例承継計画の確認申請の期限を1年延長し、令和6年3月31日までとしました。



## ● 非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用件数

年度	人員（人）		金額（百万円）	
	人員（人）	金額（百万円）	人員（人）	金額（百万円）
平成30年度	41	2,560	481	29,431
令和元年度	43	1,026	397	95,494

（出典：国税庁統計資料）

（文責：山本和義）